

横浜市公立大学法人評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市公立大学法人評価委員会条例（平成16年横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、横浜市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。
2 前項に定める公開の方法は、会議の傍聴及び会議結果の公表をもって行う。

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

附則

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。